

世界自然遺産 奄美トレイルに係るロゴマーク等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世界自然遺産 奄美トレイルに係るシンボルマーク及びロゴ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する著作権及び使用に係る権利は、鹿児島県に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、知事が特に認める場合及び新聞、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に知事に申請を行わなければならない。

- 2 申請を行う者は、使用申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する使用申請書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、これを許可する。
- 4 使用期間は、最長で許可の日から2年間とする。

(使用の制限)

第4条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は前条第3項の許可をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する

場合



- (7) ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 「世界自然遺産 奄美トレイル シンボルマーク使用マニュアル」(別紙)の規定に違反し、ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他知事が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条に定める申請を行った者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的のみに使用すること。
- (2) 知事から求められた場合、ロゴマークを使用した資料や物品等を提出すること。
- (3) 原則として、使用するときには「鹿児島県」又は「pref kagoshima」を明記すること。

(申請内容の変更等)

第7条 使用者が使用申請の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許可する。

(使用の差止め)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、知事はロゴマーク等の使用を差し止めることができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用申請の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、ロゴマーク等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 知事は、ロゴマーク等の使用状況等について広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月22日から適用する。